

東京港の水域（港湾区域）における 無人航空機利用の取扱いについて

水域（港湾区域）の安全性の確保と適正かつ円滑な港湾事業に資することを目的に、無人航空機（以下「ドローン」という。）利用の取扱いを定めています。

1 取扱いの対象範囲・対象となるドローン

▶ 対象範囲

- 東京港の水域（港湾区域）

（海上公園については、一般利用に供することを目的とした施設のため、ドローンを飛行させることは禁止されています。）

▶ 対象となるドローン

- 航空法第2条22項で定める無人航空機

2 飛行の確認（受理）要件等

事前に下記書類の確認をさせていただきます。

1 国土交通省航空局への申請等及び飛行計画の確認

【確認書類】

- 航空法に定める、国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（様式1）」（写）及び国土交通大臣が発行する「無人航空機に係る許可・承認書」（写）等
- 無人航空機の飛行計画と飛行経路に関する資料（様式自由）

2 「船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去（安全確保のための対策）」の確認

【確認書類】

- 海上保安部に申請する「行事許可申請」又は「工事・作業許可申請」における安全対策

■ 書類の提出に関するお問い合わせについては
東京港管理事務所港務課水面監理担当（03-5463-0217）までご連絡ください。

具体的な受理要件・手続きなどの詳細は「東京港の港湾区域における無人航空機利用運用方針」をご覧ください。